

第432回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年9月2日（金） 午前9時11分～午前10時7分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委 員
	小 林 友 則 委 員
	田 中 裕 美 子 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	山 本 章 宏 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	奥 田 宏 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員

事 務 局

労働局長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃 金 室 長	上 田 竜 夫
室 長 補 佐	大 塚 智
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

(1) 令和4年度山口県最低賃金の改正決定について

- ①山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ②山口県最低賃金専門部会の廃止について
- ③山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

○室長補佐

大変お待たせいたしました。申し訳ございません。皆さん、本日はありがとうございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが7名の方からありましたことをご報告いたします。

それでは、全員おそろいになりましたので、濱島会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

ただいまから、第432回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から、定足数についてご報告ください。

○室長補佐

ご報告いたします。

本日の審議会ですが、公益代表委員の通山委員、労働者代表委員の富田委員、使用者代表委員の嶋本委員がご欠席でございますが、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上又は公・労・使各3分の1以上の出席を満たしております。

つきましては、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくようお願いします。

それでは、議事に移ります。

議題（1）の①「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

令和4年8月17日付けで答申をいただきました山口県最低賃金の改正決定について、異議申出の公示を行ったところ、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体から山口県最低賃金の改正決定の答申を不服とする異議申出がされておりましたので、最初に労働局長から審議会に意見を求める諮問をさせていただきます。

なお、異議申立の内容については、後ほど説明をいたします。

【会長に諮問文手交】

【各委員へ諮問文（写）を配付】

○会長

ただいま、異議の申出についての諮問をお受けいたしました。
事務局は、諮問文を読み上げてください。

○室長補佐

読み上げさせていただきます。

山口労発基0902第1号、令和4年9月2日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和4年8月29日付けをもって全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長三輪力也、同年8月30日付けをもって山口県高等学校教職員組合執行委員長石田高士、山口県自治体労働組合連合執行委員長中野敏彦、同年8月31日付けをもって山口県労働組合総連合議長中野敏彦、山口県労働組合総連合非正規部会部会長平島真木子、生協関連一般労働組合中四国執行委員長西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員長吉賀直紀、山口県教職員組合執行委員長富永健一、同年9月1日付けをもって山口県医療労働組合連合会委員長萩原秀樹から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、異議の申出について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

提出をいただきました異議申出書につきましては、本日の資料No.1として添付しております。

まず、提出をされました団体名をご紹介します。

まず、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、次に、山口県高等学校教職員組合、山口県自治体労働組合連合、山口県労働組合総連合及び同非正規部会、生協関連一般労働組合中四国、コープやまぐち労働組合、山口県教職員組合、山口県医療労働組合連合会です。

申出書につきましては、先日、各委員の皆様にお配りしましたところでございます。主な異議の内容を申し上げますと、

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合からは、まず、

- 1、最低賃金の1時間888円があまりにも低すぎる、最低賃金を時間額1,500円以上に引上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1,072円に引上げること。
- 2、公益委員見解の「行政への要望」にもっと具体策を示し、強い表現にすること。との内容でした。

次に、山口県高等学校教職員組合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した2022年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間888円」とすることには不服である。
- 2、今年度の山口県の最低賃金を時給1,500円、最低でも時給1,000円以上とされた

い。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。

- 3、最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性及び公平性を高めるために、専門部会を含め、全て審議の場について完全公開を求める。

との内容でした。

次に、山口県自治体労働組合連合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、1時間888円とすることには不服であり、今年度の山口県の最低賃金を時給1,500円以上とされたい。
- 2、山口県最低賃金の改正決定について（答申）に、中小・零細企業への支援を政府機関に求める旨の内容を記載した附帯決議案等が盛り込まれなかったことは不服である。
- 3、審議会、専門部会の全ての会合・審議の場を完全に公開とされなかったことは不服である。

との内容でした。

次に、山口県労働組合総連合と山口県労働組合非正規部会からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審議会における目安額直近の31円の引上げとしたことについて。
- 2、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について1時間888円にとどめたことについて。
- 3、山口地方最低賃金審議会において、実質的な金額決定を審議する専門部会や意見決定の本審議会が公開されなかつたことについて。
- 4、山口地方最低賃金審議会から、行政への具体的な要望がないことについて。

以上が、異議の内容でした。

生協関連一般労働組合中四国からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より31円引上げ888円とすることは、中央の目安よりも1円上回っており一定評価するものの不服です。再審議を求めるものです。
- 2、審議会、専門部会における審議の場を完全に公開されなかつたことは不服です。一番肝心の金額審議こそ公開されるべきであり、会議の公開原則にのっとり完全公開を求めるものです。
- 3、山口地方最低賃金審議会から、行政への附帯決議がないことは不服です。行政への付帯決議を求めるものです。

との内容でした。

コープやまぐち労働組合からは、

- 1、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、31円にとどまる引上げには不服です。コロナ禍だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- 2、地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申することを求めま

す。

- 3、審議会の専門部会を含む全ての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- 4、意見陳述の時間の拡大と、異議申出についての意見陳述の機会を設けることを求めますとの内容でした。

山口県教職員組合からは、

- 1、最低賃金額1時間888円は、昨年の857円から31円引上げられたとはいえ、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ最低賃金1時間1,000円以上への引上げを要求する。
- 2、地域間格差をなくす全国一律最低賃金制度創設や、最低賃金引上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充について、しっかり意見すべきである。
- 3、山口県最低賃金専門部会の場で、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。全ての会合・審議の傍聴を許可し公開とすべきである。

との内容でした。

山口県医療労働組合連合会からは、

- 1、最低生計費試算調査を取り組み、その結果から全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引上げるべきです。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度引上げ額を議論すべきです。
- 2、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。地域に根づいた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

との内容でした。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

答申に係る異議申出について8団体からなされたところですが、共通的な意見として3点プラス1点あったと考えます。

- 1点目は、審議の透明性及び公平性を高めるため、全ての審議を公開にすること。
- 2点目は、全国一律最低賃金制度を導入すること。
- 3点目は、最低賃金の時間額888円は低額であり、最低賃金を1,500円、最低でも1,000円などに引上げること。

そして、4つ目として付帯決議等行政への要望を求める。

ということです。

以上になりますので、これらについて審議を進めていきたいと思っております。

最初に、会議の公開の件ですが、これは本審議会の決定事項であり、今年度も審議を行った上で、率直な意見交換が損なわれるとして、金額審議が行われる専門部会、審議会の一部において非公開としたところです。

次年度以降につきましても、その都度、委員の皆様と審議を行った上で、公開または非公開について決定していくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは次に、全国一律最低賃金制度に係る意見がございました。全国一律最低賃金制度については法制度に関することであり、当審議会として対応できるものではありませんので、事務局から本省へ伝えることとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

事務局はいかがでしょうか。

○賃金室長

本件を含め、委員の皆様から本省へ伝えるよう求められたご意見につきましては、事務局から本省へ伝えさせていただきたいと思っております。

○会長

それでは、最低賃金について8月17日答申の時間額888円より引上げるべきとの申出について、労使委員の意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会長

それでは、使用者側、いかがでしょうか。

○阿野委員

金額の件についてですが、今回、目安額を上回る31円の引上げの答申をされたわけですけれども、これまでの審議経過も踏まえまして、先般の本審の際に、使用者側からは、3人の委員がそれぞれ意見を述べましたので、その繰り返しは申し上げません。

これまで常に使用者側としては主張をしてきましたが、最低賃金の決定は、法で定める3要素、すなわち労働者の生計費、労働者の賃金、使用者の賃金支払能力、この3要素を総合的に考慮して決定をするとされております。

にもかかわらず、今年度の中央最低賃金審議会の目安見解には、3要素を総合的に勘案することを原則としながらも、今年度は結果として、この3要素のうち特に労働者の生計費を重視した目安額としたと見解にございます。

山口県のこの専門部会審議や公益委員見解でも、最近の急激な消費者物価の上昇を踏まえた労働者の生計費を重視しての結果として31円引上げが答申をされました。

使用者側の主張が反映されなかったことは誠に残念ではありますが、主張は主張として、これまで多くの時間を費やして議論を重ねた上での31円引上げとの答申を出したこと、加えて、さらなる引上げとなりますと、3要素を総合的に勘案するという原則のこの限界を超えてしまうことになると。

以上の理由から、これ以上審議をしても進展はないと考え、金額についての改めての審議は必要ないというふうに考えます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、そのほかの方々。

○横山委員

それでは、金額審議ということも含めまして、再審議の必要性について述べさせていただきます。

今回の金額の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会において目安額の提示が遅れる中、慎重に、そして丁寧に議論を重ねてきたところでございますが、労使の主張に隔たりがあるということで公益委員見解が示されております。

労働者側委員としましては、現在の山口県最低賃金水準が、労働者が最低限の生活を営むことができる水準には到底到達していないということで、今回提出されました異議申出にもあるように、水準としてはまだまだであると考えております。

加えて、急激な物価上昇に耐えられず、今も生活が困窮している最低賃金近傍で働く方々に対し、しっかりと報いるような最低賃金にすべきであると認識した上で、引上げに向けた主張をしてきたところでございます。

一方で、急激な金額の引上げは、山口県の中小零細企業に与える影響が大きいことについては、労働者側も理解をしているところでございます。段階的な引上げが現実的であると我々も主張をしてまいりました。

今回、公益委員から、「新型コロナウイルス感染状況、原材料費等の高騰による影響は予断を許さない状況にあるが、本地方審議会においては、労使の意見、目安を十分に参酌し総合的に勘案した結果、引上げ額31円を提示することとした」との見解が示され、採決に至ったものでございます。

我々としては、まだまだ水準が低く、さらなる金額の引上げが必要であると考えているところではございますが、1点目、新型コロナウイルス感染症の影響や、企業物価指数の上昇もあり、県内の中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること。

2点目、金額水準はまだまだ不十分ではあるものの、過去最高の引上げ額となった

こと。

3点目、金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえた上で、公労が今回の金額に賛成したこと。

4点目、これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうことなどから、再審議の必要はないと考えております。

いずれにしても、山口県においては、いまだ隣県との地域間格差が存在し、まだまだ最低賃金の水準も満足できるものではありません。

よって、来年以降、その格差をしっかりと見極めた上で、まずはリビングウェッジ980円の早期到達、そして、誰もが1,000円の到達に向け、さらに引上げを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それと、公益委員から何か意見はございますか。

○赤穴委員

先ほど出ました公益委員見解の中で判断理由については述べておりますが、県内の現在の経済情勢等を総合的に勘案して金額を提示したものであり、公益委員としては、答申内容については妥当というふうに考えております。

○会長

ありがとうございます。

ただいま、労働者、使用者、公益委員各側からご意見をお伺いしました。

三者ともこれまでの意見ですね。公開・非公開に関しては今後、その都度委員の皆様と審議を行った上で決定していくと。

全国一律最低賃金に関しては、事務局から本省へ伝えていただくと。

888円ということに関しては、今、労使のそれぞれの委員の方々がご主張したとおりと並びに公益委員がされたとおりと、そして、付帯決議等行政への要望につきましては、公益委員会見解として答申をつけております。

以上を踏まえまして、答申に対する異議申出事項につきましては棄却するというようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○阿野委員

ちょっと、先ほど会長が申された主に4つの論点、そのうち全てを公開せよということ、行政への要望の付帯決議の件についてちょっと意見を申し述べさせていただきます。

昨年この審議会で、労使双方からの要望を受けて、今年度から専門部会の報告書に公益委員見解と専門部会での審議経過報告、これが添付をされ、さらに、それがこ

の本審の審議会の会長から労働局長への答申書にも正式に添付をされたところであり
ます。

その件に関しては一定の前進があったものというふうに考え、同時に、専門部会長、
審議会会長のそうした対応を取っていただいたことについて感謝を申し上げるところ
でございます。

ただ、今、公開せよということに関係するわけですが、この件に関して残念で
あったと思うことが1点ございます。

前回8月17日の本審での答申後に、労働局から直ちにプレスリリースが行われまし
た。その資料には、当時のプレスリリース資料には、公益委員見解も専門部会審議経
過報告書も添付をされておりました。

一定時間が経過した後、既にその時点では一部のメディアは報道をしておいた後で
ございますが、そういう後に公益委員見解なり審議経過報告書は公表をされたという
ふうな状況であったと認識をしております。

審議会から答申を受理されました労働局長が、これは労働局のプレスリリースでご
ざいますので、どういう形、内容で公表をするかというのは、これは受理された労働
局長の裁量でございますから、当審議会として意見を言う立場にはないのかもしれま
せんが、もともと審議経過等を県民の皆様や関係者に広くオープンにするという趣旨
で答申書に添付をしたわけでございます。

昨年、労使双方から要望した際に、当時、労働局の基準部長さんからは、答申に添
付をするということになると公開資料になるが、それを承知の上での要望かと、こう
いうふうに念を押されました。まさに公表資料、公開資料とすべく要望をしたわけ
でございます。よって、公益委員見解と専門部会での審議経過報告は、答申書を構成す
る答申書の一部であると私どもは認識をしております。

そうした経緯、あるいは要望をした背景を踏まえれば、このたび答申書に添付をさ
れております公益委員見解と専門部会審議経過、これを労働局でプレスリリースを公
表される際に、2段ロケットといいたいまいしょうか、若干間を置いて追加公表をされ
たことに関しては、何か意図的な狙い、思惑でもあるのかなと感じざるを得ないもの
で。

審議会としては、昨年、そういうことをやろうということで、今回こういう対応を
取ったわけですが、そうした審議会としての改革といいたいまいしょうか、改善にや
や水を差されたような、そういう残念な思いをしたことを意見として申し上げたいと
思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

これに関していかがでしょうか。タイムラグが出たということになるとは思いま
すが。

今後、プレスリリースに関しては、こういった非常に疑念がまず起こらないように、
添付するものは添付するというふうにしていただければなと思っております。

○労働基準部長

来年度、善処いたします。

また、タイムラグにつきましては、事務的にお時間がかかりまして、特に意図はございません。翌日なるべく早い時間でホームページの方には載せたところでございまして、さらに善処したいと思います。

○会長

事務局側の作業も大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会長

それでは、ただいま4点ほど検討をしまいましたが、ここまで十分審議が尽くされて、これ以上審議は、公示を延ばすことにもなりかねないなどということで、異議申出については棄却するという事にいたしますが、よろしいでしょうか。

○奥田委員

ちょっと待ってください。

すみません。昨年、途中退席したのでよく状況が分からない部分があります。

異議の申出というのは、正確に言えば法律で担保されているわけですが、我々審議会から答申をしたら、それを労働局長さんが受けられて、決定をするのは労働局長さんなわけですから、それで、異議の申出も労働局長さんにされているわけです。

ですから、今日、意見を聞かれているわけですから、我々審議会が棄却ということを決めることはできませんので、例えば、それは棄却にすべきと思われるとか思うとか、そういう表現にしてもらえませんか。審議会で棄却するという事は決定できませんので。

それをどう扱われるかは、後で労働局長さん、今日、私どもは意見を言って、総合的に考えてどう扱われるというのは、労働局長さんが勘案されて決定をされるわけですから、異議を棄却するという権限は審議会にないと思いますので、棄却すべきと思うとか何とか、そういうふうな表現にしてもらわないと、意見にはならないと思います。

○会長

例年、これはこういった手続きでやっているんですけども。

○奥田委員

いや、一応例年は分かりますけど、それを私、純粋に構成上、制度上考え方からおかしいと、我々審議会には異議が、せつかく労働者の側から異議が出ているのを、私たちが棄却する権限はないと申し上げているわけで。

私たちがそれに対して、要は、審議を受けて、先ほどからいろいろ議論をしていますが、それは再審議をしないとか、いろいろな形で、それは異議を考慮して、再審議をしたりする必要はないと考えているから棄却すべきという判断なら分かるんですけど、棄却するというふうな決定権はないので、棄却するって、本当に賛成ですかと言われたら手の挙げようがないんですけど。

○会長

おっしゃることは分かる気がするのですが、棄却することではなくて、棄却すべきということでしたと思います。

○奥田委員

はい。

○会長

それでは、答申文の作成に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【答申文案作成】

○会長

それでは、事務局の方は答申文案を各委員に配布してください。

【答申文案を各委員に配布】

○会長

事務局は答申文案を読み上げてください。

○室長補佐

令和4年9月2日。山口労働局長名田裕殿。山口地方最低賃金審議会会長濱島清史。

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年9月2日貴職から、8月17日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

○会長

ありがとうございました。先ほど出されたご意見を踏まえるかというのがあるんで

すが、ちょっとお聞きしたいと思います。慣例に基づきまして、まず労働者側からご意見いかがでしょうか。いいですか。

(意見なし)

○会長

使用者側、これでよろしいでしょうか。

○奥田委員

いいです。妥当であるという判断であればいいと思います。

○会長

若しくは、棄却するべきであるとしたほうがいい。

○奥田委員

いえ、どちらでもいいです。棄却するというふうな表現ではおかしいから、だから、申しわけないけど、会長さんが棄却することについてよろしいかって言われたから、意見を申したわけで、この文案なら異議はありません。

○会長

それでは、事務局は答申文の用意をお願いします。

○会長

それでは、局長に答申することとします。

【会長が局長に答申文を手交】

○会長

よろしくをお願いします。ご審議ありがとうございました。
それでは、各委員へ答申文（写）を配付してください。

【答申文（写）を各委員に配付】

○会長

ただいま答申をいたしました事務局から今後の事務手続きについて説明をしてください。

○室長

ただいま局長が答申を受けました。今後は9月13日に官報に公示されることになり、その30日後の10月13日に山口県最低賃金額として発効となりますことを報告いたしま

す。

以上です。

○会長

次に、議題（１）の②「山口県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただいまをもってその任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規程により、「その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止する」に基づきまして、当専門部会を廃止することにしたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長

それでは、令和4年度山口県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。

次に、議題（１）の③「山口県特定最低賃金専門部会にかかる最低賃金審議会令第6条第5項の説明について」お諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができる」という規程ですが、4業種の特定最低賃金専門部会へのこの適用について審議をお願いいたします。

昨年を含め、例年の取り扱いとしましては、第6条第5項を適用することを決定しており、金額審議において専門部会で全会一致の場合は本審にかけないということとされています。本年も各専門部会で反対がなければ昨年と同じ扱いとしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長

それでは、異議がありませんので、4業種の専門部会において、金額審議が全会一致の場合は審議会令第6条第5項を適用することといたします。

全会一致でなかった専門部会があった場合は本審の開催が必要となるため、事務局の方で昨日お示しいただいた日程にもごぞいますように、改めて本審又は異議審を開催し、この中で審議をしていただきますので、本審の委員の皆様はあらかじめご承知お祈りいたします。

それでは、議題（１）の④「山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続きについて」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○室長

それでは、説明いたします。

先ほど廃止しました「山口県最低賃金専門部会」のように、特定最低賃金の専門部会においても、その任務を終了したときは本審の決議により、廃止を行うことになり

ますが、特定最低賃金専門部会においては、その後の本審を開催しないことがあります。

このため、審議会令第6条第7項により事前の本審の議決を得ていれば、異議申出がなかった場合に改めて審議会を開催しなくても、専門部会を廃止することが可能となります。

つきましては、特定最低賃金専門部会における異議の申出がなければ、「異議申出期間満了の翌日をもって4業種の各専門部会を廃止する」という議決をあらかじめいただきたいと考えております。

ちなみに、昨年度までは、あらかじめ専門部会を廃止することについて議決をいただいております。

どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長

ただいま事務局から説明がありました件について、ご異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

それでは、異議がありませんでしたので、4業種の専門部会については、各専門部会に係る答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することとします。

つづいて、議題(2)「その他」に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長

事務局から何かありますか。

○室長

3点ほどございます。

1点目についてですが、特定最低賃金の専門部会委員名簿について資料No.2として配付しておりますので、お目通しの方をよろしく願いいたします。

それで、2点目は特定最低賃金の発効日についてですが、例年本県では12月15日が特定最低賃金の統一発効日となっております。本年度も同様とした場合、4業種の答申の期日は10月14日(金)、異議申出の期日が10月31日(月)までとなっております。

また、特定最低賃金の専門部会の日程等についてですが、昨日メールで通知させていただきましたところ。本日は机上に配付させていただいております。

それから、前に、「もしも、その専門部会で全会一致でない場合には本審や異議審が開催される可能性があります」と言及いたしましたが、その部分も日程表の1番下のところ、本審10月14日(金)13時、異議審11月4日(金)10時ということで、あく

までも全会一致でなかった専門部会があった場合に、この開催の可能性があるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

あと、3点目については、「業務改善助成金について」でございます。

中小事業者に対する賃上げがしやすい環境整備を求める意見というのは本審議会でもいただいているところですが、先般、当該助成金を本年9月1日から拡充することについて厚生労働省がプレス発表を行ったところでございます。

今回拡充された部分は原材料費等の高騰の影響を受けている事業者についても当該助成金が受けやすくなった点と最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられた点でございます。

詳しくは資料No.3を付けておりますので、これをご覧になっていただければと思います。

また、この拡充された内容につきましては、周知をしっかりと行ってまいりたいなと思っているところでございます。

また、関係団体の皆様には当局から来週以降、具体的な説明と周知の依頼のために訪問をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ただいまの事務局からの説明にご質問等ございませんか。

(意見・質問等なし)

○会長

それでは、お疲れさまでした。これもちまして、第432回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。ありがとうございました。

令和4年度
第432回山口地方最低賃金審議会

令和4年9月2日（金）9時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 令和4年度山口県最低賃金の改正決定について
 - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
 - (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について
 - (3) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - (4) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
- 2 その他

資 料 目 次

- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
 - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 三輪 力也
 - (2) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
山口県高等学校教職員組合 執行委員長 石田 高士
 - (3) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申出
山口県自治体労働組合連合 執行委員長 中野 敏彦
 - (4) 「山口労働局一般公示第 50 号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
山口県労働組合総連合 議長 中野 敏彦
山口県労働組合総連合非正規部会 部会長 平島 真木子
 - (5) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎 直人
 - (6) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀 直紀
 - (7) 「山口労働局一般公示第 50 号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出書
山口県教職員組合 執行委員長 富永 謙一
 - (8) 2022 年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出
山口県医療労働組合連合会 委員長 萩原 秀樹
- 2 令和 4 年度山口県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 3 業務改善助成金のご案内

2022年8月29日

山口労働局長 名田 裕 様

全国一般労働組合全国協議会
山口連帯労働組合
執行委員長 三輪 力也

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2022年8月17日付、山口労働局一般公示第50号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

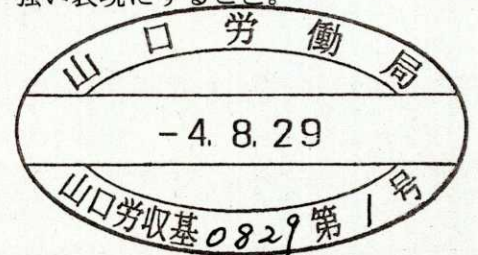
1. 異議の内容

- (1) 最低賃金の1時間888円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。それが、どうしても不可能な場合、時間額1072円に引き上げること。
- (2) 公益委員見解の『行政への要望』にもっと具体策を示し、強い表現にすること。

2. 理由

(1) について

1500円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月20日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」(以下、「組合意見書」と略す)で述べたとおりです。それにしても1時間888円だと、週40時間目一杯働いて年間労働時間が2080時間としても年収185万円で、ワーキングプアの基準になっている200万円より15万円も少ないし、雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を1800時間とすると年収160万円に過ぎません。そして今年の中央審議会の目安は30~31円の引上げとなりましたが、政府の全国加重平均1000円という目標と今年の答申による全国加重平均961円を合わせて考えると、全国加重平均1000円の時点で山口県は927円となります。これではマトモに生活で



きません。加えて山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、2020年には134万人になっており、2040年に107万人になると予測されています。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るといふ悪循環が続き、長期的には山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねません。なお、時間額1072円は東京都の最低賃金の答申額です。当組合は組合意見書で述べている通り、最低賃金の全国一律制を主張していますので、今年1500円以上がどうしても不可能であれば、最高額の東京都に合わせて1072円ということです。

(2) について

公益委員見解としての『行政への要望』に「行政においては、厳しい中小企業・小規模事業者への配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める」とありますが、『生産性向上』とは、単位労働時間当たりの財・サービスの生産量を増やすことです。増産した財・サービスが全部売れば賃上げもでき利益も出ますが、現在の経済状況から考えて販売量が増えることは考えにくいです。だから生産性向上のために設備投資した企業は、今までと同じ量を生産して、人減らしか労働時間短縮で人件費削減に励むのが合理的行動なので、生産性向上の結果さらに社会全体の購買力を減らすことになります。従って生産性向上を賃上げに結び付けるには、政府が財政出動しおカネを配ることで国内の購買力を高めなければなりません。購買力を高める具体策をぜひお願いいたします。財源については組合意見書で述べております。また、『下請取引の適正化』には公正取引委員会の人員増・予算増が必須です。そこまで踏み込んでいただきたかった。金融支援も無リスク融資での銀行支援になっている感もあるので、もっと具体的に中小企業・小規模事業者のニーズを汲み取って示すべきでした。

3. その他

今年度から『最低賃金審議会の答申』に「公益委員見解」と「専門部会の経過報告書」が添付され、専門部会の審議内容を踏まえて異議申出書を提出することができるようになったことは、専門部会の実質的議論が非公開の現状を前提とした場合は画期的であり、おおいに評価するところです。審議会で配布された資料も今まで以上に充実していた点も評価できます。それを踏まえて経過報告書に対する意見を述べることで、当組合も山口県の最低賃金の議論に参加したく思います。

「専門部会の経過報告」を読むと、第1回専門部会で労働者側委員が「2021連合

リビングウエイジによると山口県は時間額 980 円となる」と主張されています。昨年の専門部会では 2017 年のリビングウエイジを引用し 930 円を主張されていました。統計の専門部会審議への反映が素早くなるのは、とても良いことなので今後ともよろしく願いいたします。また、全面肯定でなくとも意見陳述の内容に言及しつつ労働者側の主張を述べる部分があった点も評価したいと思います。ただし、リビングウエイジの時間額 980 円は単身労働者の生活費と思われるので、家族を養うには明らかに足りません。労働者側委員の立場として家族を養う場合に最低賃金が 980 円で足りる前提条件の提示が必要です。児童手当・自治体による未成年者に対する医療費の補助等々があっても足りません。これらやその他の補助がいくらくらいあったら足りるというデータがあれば、980 円という数字も説得力を増します。シンクタンクである連合総研でデータを出してもらえれば、より良い審議が期待できます。

また、第 1 回専門部会で使用者側委員は「平成 27 年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移を比較すると、これら（最低賃金法第 9 条に基づく 3 要素についての各種調査・データ）を大幅に上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金引上げがなされたことで、小規模、零細事業者に、過度の負担を強いてきている。」と主張されています。この主張自体は概ね妥当であろうと当組合も考えます。問題はそれにもかかわらず小規模・零細事業者の大量倒産又は廃業が起きていないことです。言い方を変えると、賃上げに関する政府の支援が役に立たない中で「強いられた過度の負担」をどのようにして乗り越えるのか？が大事だということです。そしてその時に自らが経営者であったらどうするか？まず考えることは人件費の削減です。仕事量はそのままにして 10 人でやっていた仕事を 9 人にする。8 時間でやっていた仕事を 7 時間にして勤務時間を短くする。退職者が出る場合は仕事のできない人が退職するように仕向ける。残業代も全額は支払わない。たとえ労基署に駆け込まれても、残業時間が証明された分を支払いさえすれば良い。罰金も罰則も無い。有給休暇も極力とらせない。労基署に指摘を受けた時だけ取らせれば良い。厚生年金や健康保険は支払わないで済む労働時間にする。どうしても経営が苦しければ支払いを延滞しても罰則は無い。次に考えるのは経費を掛けずに売上げを伸ばすことです。販売の仕事であれば『ノルマ』を増やす。接客業であれば、労働者の賃金とかけ離れた接客態度を求める。総合的には能力給や成果給を導入し最賃上昇以外の賃上げ無しに労働者同士を競わせる。非正規雇用の労働者にも正社員並みの仕事上の責任を求める・・・等々。「強いられた過度の負担」を労働者に負わせれば何とかなるわけです。

これを全部やる経営者など考えられませんが、逆に一切やらない経営者も考えにくいです。しかし、経営者もやりたくてやっているケースは少ないでしょう。どう

してそう考えるかという、過去に当組合で未払い賃金をある経営者の方に請求したことがあります。その方は最終的に銀行の抵当に入れていた家を失ってしまいましたが、未払い賃金は月賦で払っていただきました。このように労使で当然対立はありますが労使交渉の結果、非を認めた時は真面目に対応される方が多いのです。そのような人たちが、労働者に犠牲を強いらざるを得なくさせる政府の政策こそが正されねばなりません。使用者側委員は「賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない」と述べておられます。これは、その通りですし前記のように生産性向上だけでは、むしろ実質賃下げになるので、社会の生産活動を支えている中小企業・小規模事業者に政府から直接の資金援助を堂々と主張していただきたい。当組合としても支持します。

第2回・第3回専門部会では、労使双方が「目安」に沿ってある程度歩み寄った議論がされています。今の審議会制度は中央審議会の「目安ありき」なので、この部分の批判は割愛します。ただし、今の審議委員の構成上起きる問題を指摘します。現在、労働側委員は全て連合系労働組合出身であり、基本的に大企業労組または官公労働組合が基盤です。一方、使用者側委員は中小企業団体または中小企業経営者であり、経済基盤が大きく異なります。具体的に言うと大企業や公務員には、まだまだ年功序列制賃金が残っており、相対的に高賃金であった退職者の補充を賃金の低い非正規労働者ですれば、3%程度の最低賃金の上昇であれば支払原資は確保されています。しかし、中小企業は年功序列制でないのが多数派であり、退職者の補充の際に原資を確保することはできず、最低賃金の上昇はかなりの部分が企業の持ち出しになります。従って、労働者側委員は最低賃金の引上げを求めるのは当然としても、中小企業の支払い能力の確保するための政策にも心を配っていただきたいと思います。

次に地域間格差是正分の捉え方についてです。第3回専門部会で労働者側委員は「中賃のCランクの目安額の30円にプラス1円の31円が、最終的な主張である。プラス1円は地域間格差是正分として、こだわる部分である。」と述べておられます。以前のように引上げ額が1円・2円であれば、この捉え方で間違っていない。しかし、引上げ額が31円となると、効力発生日を考慮しないと正しくありません。年間労働時間を2080時間とすると、30円と31円では、年収で2080円差が出ます。しかし、今回のように効力発生日が12日遅れると、8労働日として1984円減収です。実質的には、格差是正になっていません。

最後に審議会の運営についてです。428回審議会でも当組合が傍聴したところ、今年の専門部会の公開については「例年通りとする」ということでした。昨年の424回審議会でも「今年度から専門部会のうち第1回目に限り公開、2回目以降を非公開にすること」を決めていましたが、それまでは全て非公開でしたので、当組合から

審議会事務局に意味を確認したところ、「第1回目のみ公開の意」とのことでした。しかしながら8月4日の430回審議会では、8月8日の第1回専門部会は「金額審議だから非公開」とされました。事情は判ります。中央審議会の目安の決定が遅れ、引上げた最低賃金の効力発生日が大幅に遅れることを危惧したのだろうと思われます。傍聴に関わる事務をしていたら日程的に8月8日に専門部会はできず効力発生日はさらに遅れたでしょう。とはいえ、情報公開のために「第1回専門部会は公開」と決めたことを覆し、表面的には情報公開に逆行するのですから、もっと丁寧な説明をしていただきたかった。

2022年8月30日

山口労働局長
名田 裕 様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石田 高

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第50号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

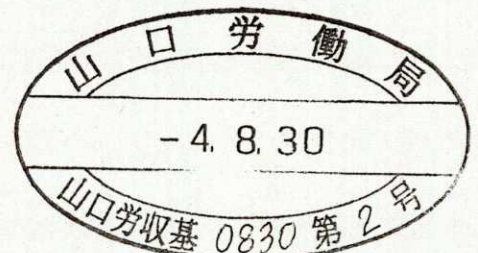
記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2022年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間888円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」、最低でも「時給1,000円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に提示された目安が「30円の引き上げ」となった中、山口県が「31円」としたことは情勢を一定鑑みたものとは言える。しかし、今年度ABランクが31円であることから、地域間格差の是正をするのであれば「31円を超える」引き上げは答申されて当然であり、到底容認できない。
労働者・国民の生活不安が広がるコロナ禍の今だからこそ、大幅な最低賃金の引き上げが必要である。「31円」にとどまる引き上げ答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものではなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであるため、承服できない。2010年に政・労・使は「2020年までに全国平均1,000円をめざす」ことで合意しているが、この合意からもかけ離れた答申と言わざるを得ない。早急に「時給1,500円」、最低でも当面「時給1,000円」の引き上げを求めるものである。
- (2) 最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっている。格差の拡大は、労働力の都市圏への



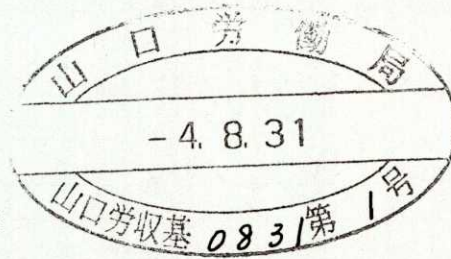
流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際に昨年度の山口県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率は84.3%でありながら、広島県（42円の差）に接する岩国地区では66%、福岡県（12円の差）に接する下関地区は74%であり、若者の県内定住の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立、そして生計費原則に基づき、すべての働く人に人間らしい最低限の生活を保障する全国一律最低賃金制度の確立こそが求められている。

また、近隣では島根・鳥取で33円の全国最高の引き上げを答申している。昨年度が目安通りの答申であったことから、今回の山口県の答申も山口県からの人口流出を止めることはできず、むしろ拍車をかけるものである。

以上のことから、最低賃金を早急に「時給1,000円」以上とし、そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されることを求める。

- (3) 最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提であるが、山口最賃審においては事実上最低賃金額について審議する専門部会や答申が決定される本審議会については非公開であり、どのような議論を経て意見が提出されたのかが不透明である。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上



2022年8月30日

山口労働局長 名田 裕 様

山口県自治体労働組合連合
執行委員長 中野 敏

山口労働局一般公示第 50 号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 2 項および第 12 条の規定により、次のとおり異議を申し出ます。

記

1. 異議の内容

- (1)山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「1 時間 888 円」とすることには不服であり、今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,500 円以上」とされたい。
- (2)山口県最低賃金の改正決定について(答申)に、「中小・零細企業への支援を政府機関に求める」旨の内容を記載した「付帯決議案」等が盛り込まれなかったことは不服である。
- (3)審議会、専門部会のすべての会合・審議の場を完全に公開されなかったことは不服である。

2. 理由

- (1)最低賃金の低さが「ワーキングプア・官製ワーキングプア」を生み出し温存させている最大の要因の一つであり、抜本的かつ早急な改善が必要である

今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金引き上げ額の「目安答申」は、A・B ランク 31 円、C・D ランク 30 円というものであり、これを受けて山口地方最低賃金審議会は「目安」額に 1 円上積みした「1 時間 888 円」という「改正意見」を山口労働局長あてに提出しました。

しかしながら、時給 888 円では法定労働時間の上限の月 173.8 時間で働いたとしても月額 154,334 円(年間 1,852,008 円)にしかならず、税金や社会保険料を差し引いた手取り月額は 12 万程度にしかありません。専門部会における労働者代表委員の「意見陳述で年 200 時間働いても年収 200 万円に満たない労働者の話があった。最賃近傍の方には死活問題であり悲痛な叫びと受けとめている」とのご発言のとおり、まさに時給 888 円はワーキングプア(働く貧困層)のラインの「年収 200 万円」に遠く及ばない低水準の金額であり到底まともな生活はできません。

次に、最低賃金法は法律上の規定では自治体で働く公務労働者には正規・非正規を問わず適用はありませんが、実際には自治体非正規職員の賃金に大きな影響を与えています。なぜなら、ほぼすべての自治体において非正規職員の賃金は地域の最低賃金をほんのわずかに上回る金額で決定されているのが常だからです。つまり、現在の最低賃金の低さは官製ワーキン

グアを生み出している要因にもなっていると言っても過言ではありません。

こうした状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第 25 条が保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、山口県労連をはじめとした全国各地の地方労連が行った「最低生計費試算調査」の結果に基づき最低賃金を「時給 1,500 円以上」とされるよう要請します。

(2)最低賃金審議会および同専門部会における議論に直接関わり、しかも専門部会における「公益委員見解」に盛り込まれた「中小・零細企業への支援」は極めて重要だと考えます。

公開された議事要旨の「公益委員会見解」では、「4 行政への要望」として「行政においては、きびしい業況の中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める」とされています。内容の要旨については私たちも賛成するものであり、公益委員会見解として明記されたことに敬意を表します。

しかしながら、議事要旨を見る限りにおいては、最低賃金審議会から山口労働局長に出された答申には当該内容を記載した「付帯決議(案)」あるいは「要望書(案)」等に係る記載はありません。議事録の詳細が明らかになっていませんので欠落した理由については知る由もありませんが、当該内容は審議会あるいは専門部会における使用者代表委員が最低賃金引き上げに難色を示される理由である「最賃引き上げは中小企業の経営を圧迫する」の解決にも資するものであると考えるところです。

については、改めて審議会として当該決議・要望を政府機関に提出されるよう求めます。

(3)最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会のすべての審議が完全に公開されることが大前提である。

最低賃金法第 12 条により準用される同法第 11 条は、労働者に異議申出の権利を保障しその手続きを示すとともに、提出された異議申出に係る審議会の意見が提出されるまでは労働局長は「最低賃金の改正決定ができない」と規定しています。したがって、労働者にとってはすべての審議会・専門部会の審議過程を経た「最低賃金の改正に係る審議会の意見」が明らかになってこそ、異議申出を行うか否かを含めた実質的な異議申出に係る権利が保障されることとなります。

しかしながら、山口最賃審においては昨年度初めて専門部会の一部が公開されるという前進面はありましたが、今年度は昨年同様に金額審査を行う専門部会が非公開とされたことを含め、結局、一度も専門部会は公開されませんでした。

今年度も含めて山口最賃審は長年にわたって「率直な意見交換が損なわれるおそれがある」ということを非公開の理由としています。このような非科学的であいまいな理由が成り立つはずもありません。さらに言えば、そもそも最賃審に限らずおよそ審議会の在り方として当事者をはじめとした県民の目が触れないところでなければ議論ができないというのは、民主的な運営であり得るはずがありません。こうしたことから、審議会、専門部会のすべての会合・審議の場の全面的な公開を求めます。

2022年8月31日

山口労働局長 名田 裕 様

山口県労働組合総連
議長 中野 敏彦

山口県労働組合総連合非正規
部会長 平島 真木



「山口労働局一般公示第50号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

今年度の山口地方最低賃金について、山口地方最低賃金審議会から「31円」の引き上げの改正決定の答申がありました。中央最賃の目安額「30円」を「1円」超えたことについては、山口県労働組合総連合の見解と比較すると不十分な結果とはいえ、関係審議委員の皆様のご努力に深く敬意を表するものです。

しかしながら、急激な物価高騰とコロナ禍による生活への影響を考慮すると、31円の引き上げでは不十分であると言わざるを得ません。答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、承服することはできません。よって、下記の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「31円」の引き上げとしたことについて。

(2) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「1時間888円」にとどめたことについて。

(3) 山口地方最低賃金審議会において、実質的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことについて。

(4) 山口地方最賃審から、行政への具体的要望がないことについて

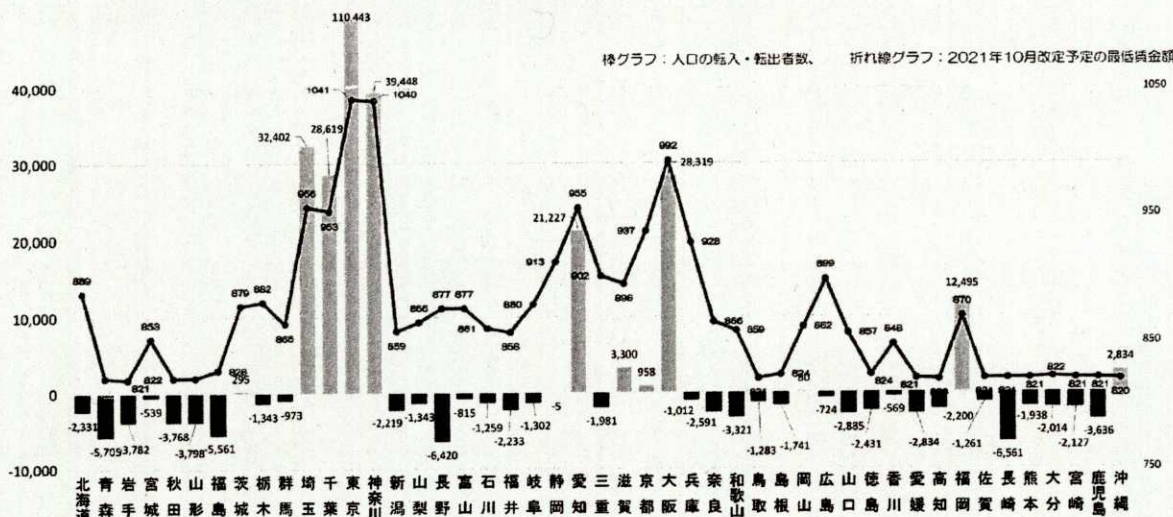
2、理由

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「31円」の引き上げとしたことについて。

中央最賃審が全国一律で31円(A・Bランク)および30円(C・Dランク)の目安額を示したが、一昨年度凍結(全国で7地域、そのうち山口地方は最も低額)としたこともあり、目安額を1円超える山口地方最低賃金額を決定したことは、情勢を酌んだ決定であったと考える。しかし、今回の「31円」の引き上げは、生活圈であり日常的な交流のある広島と同額の引き上げでその差は縮まらない。また福岡についてはその差が1円縮まっただけである。このことは、山口県からの人口流出に拍車をかけるだけでなく、逆に都市部から山口県への転入を阻害するものである。

最低賃金が高い都市部に人口が流出

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図



※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2020年1月1日現在）より、全労連作

「地域別最低賃金と人口の社会的増減の比較図」が示すように、最低賃金の低い地域からの人口流出率が高く、そのことが地域経済の発展を阻害すると考えられる。今回東京都も31円引き上げ1072円に改定するとの答申が示された。山口県と比較すると184円の差で、年間約3万8千円の差が生じることになる。東京における商品の販売価格や仕事内容に違いは無いにも関わらず居住地域が違うだけで賃金に差が生じるのはあまりに不公正である。また、今回の改定によって、全国加重平均は961円になるとされているが、加重平均には各地域の実態が反映されているわけではなく、これまでのように全体を一律で引き上げるような方法では、地域間格差は解消しない。

昨年の第425回最賃審議会でも、使用者側から、賃金格差をなくすならABCDランクもなくしてはどうか、Dランクをもっと上げるべきだ等の意見も出されている。これまで出されていた「地域間格差の縮小を求める意見も勘案すること」に応えるとともに、全国で一律の最低賃金の実現に向けて、今年度の山口県の最低賃金について、広島県の答申額「930円」を参考に「31円」を大幅に超える答申とするよう再審議を求める。

なお、参考までに紹介すると、全国でメガネ店を展開する「JINS」は、時間給を全国一律で東京水準にすることを8月に発表した。対象となる有期雇用で働く準社員とパート従業員は最大30%以上の昇給となる地域もあるという。「JINS」は、「地域経済に寄与し、日本全国がより活性化されることを目指す」としており、賃金の地域格差をなくすことで、全国で幅広い人も確保したいと考えを表明した。持続可能な社会を実現していくためには、このような取り組みが求められる。国内で働く非正規労働者の割合は既に4割を超えており、非正規雇用が標準的な働き方になっているといっても過言ではない。こうした現状から、最低賃金を全国一律に改めていくことは不可欠であると考えられる。

(2) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「1時間888円」とどめたことについて。

エッセンシャルワーカーという社会生活を営むのに欠かせない医療や介護、食料品の販売などの仕事に携わる労働者の多くが非正規労働者であり地域の最低賃金に張り付く時給となっていることはあまり

にも理不尽であり所謂ワーキングプアを生み出す源となっていると言わざるを得ない。

最低賃金額は、時給で働く非正規労働者だけでなく、正規労働者の賃金にも影響を及ぼすものであり、公務を含めた正規労働者の賃金決定にも反映されていることは否めない。時給888円という答申通りの改定がなされたとすると、フルタイム（月173.8時間労働）で働いても月収は15万4千円程度で、年収は約185万円となる。働く貧困層ラインとも言われる「年収200万円」以下の水準であり、これでは健康で文化的な生活どころか自助さえもままならない。まともな生活はできず、将来への展望は見いだせない。労働者が8時間働けば、安心して生活ができ、青年にとっては家族も持てる展望のある時給として「1500円」を実現することは重要であり、この国の将来にも関わってくる。

日本全体の実質賃金は、四半世紀で約1割下がっている。賃金のピーク時の1997年を100とした時、2021年では、イギリス134.7、フランス130.6、アメリカ122.7と確実に賃金を引き上げており（図示はないが、韓国は157.3、スウェーデンは141.5）、日本だけが90.1となっている。OECD（経済協力開発機構）の調査によると、日本の平均賃金（年間）は、約423万円で35か国中の22位にまで順位を下げている。相対的な賃金の低さもある中で、最低賃金の全国平均の1.1倍以下で働く人の割合は2020年に14.2%となり、2009年の7.5%から10年間で倍増している。

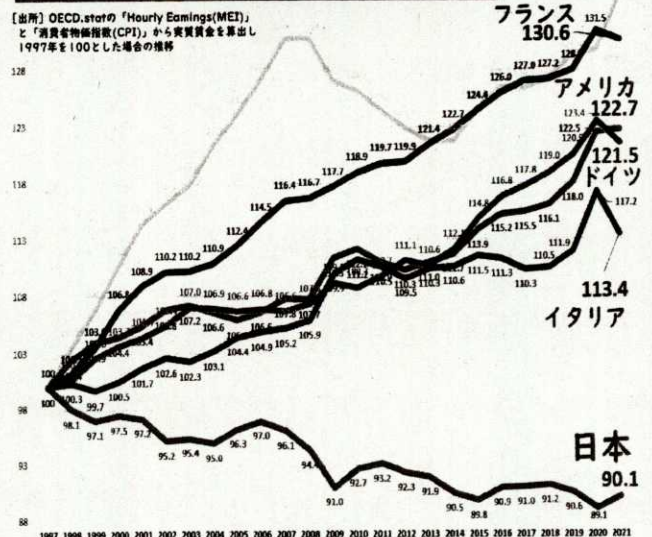
今回の改定で最低賃金が1000円を超える地域は東京、神奈川、大阪のみである。円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより食料品をはじめ様々なものが値上がりしているが、全国的な物価高騰に全く追い付いていない。最低賃金の改定額を抑制することは、経済に対する負の効果しかもたらさない。消費を向上させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金底上げをすることが経済回復には最も効果的である。

山口県労連は「最低生計費試算調査」を2019年に行った。これは、25歳単身者が山口市で普通に暮らしていくための費用はどのくらい必要かを試算するもので、月額241,740円が必要との結果となった。月150時間の勤務として時給1612円が必要となった。県労連の試算では、標準生計費調査による最低必要額の1500円以上に山口地方最賃を引き上げると、県内の賃金総額が3729億円増え2557億円が消費支出増となり、生産誘発額2812億円の経済波及効果と、18,750人の雇用増を誘発し、県内総生産を「4.4%」押し上げることが明らかとなり、最賃引き上げで景気の好循環を引き出すべきだと指摘した。

こうした状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第25条の保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、全国各地の労働組合が行った「最低生計費試算調査」の結果に基づき最低賃金を「時給1,500円以上」とすることが必要であり、その実現に向けて「888円」を大幅に上回る答申とするよう再審議を求める。

日本だけ24年間に及ぶ賃下げ

直近3年間は1割低い賃下げ状態



(3) 山口地方最低賃金審議会において、実質的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことについて。

「議事要旨」は公開されたものの、金額を決めた際の公益委員会見解も、どのような根拠で「31円」とすることになったのかの詳細が明らかでない。「答申」決定の審議会でも議事要旨だけの公開では決定に関わる議論の内容が示されていない。私たちは審議会および専門部会の完全公開を求めている。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること及び、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となるよう期待しているからである。科学的で責任を持った意見による審議が公開されず審議経過が見えないままの決定では、審議会に対する社会的不信が高まるのも当然である。

今年、実質的な審議となった3回の専門部会および答申内容の決定をした審議会は公開されていない。具体的な金額決定を審議する専門部会や「答申」決定の本審議会が公開されなかったことは「異議申出」の前提にかかわる。本来、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提であり、公開している地方もある。全ての会議が公開されないままの「答申」決定であることに対して異議を申し出る。直ちに審議会および専門委員会の全ての議事録を公開することを求める。

(4) 山口地方最賃審から、行政への具体的要望がないことについて

山口地方最低賃金審議会、山口地方最低賃金専門委員会公益委員見解では、4 行政への要望として、「行政においては、厳しい業況の中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める」としている。しかし、労働局長あての答申には、専門部会から行政への要望がない。最低賃金審議会による「付帯決議」等で行政に強く働きかけることを求める。

山口地方最低賃金審議会 付帯決議 (案)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける現在の厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、および地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 賃上げのための環境整備として、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」等の国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。また、新たな助成金の早急な創設を図ること。
- 2 賃金の引き上げを円滑に行うため、税控除制度の見直しや、中小企業・小規模事業者に対する年金保険料及び健康保険料の事業主負担額の国による負担措置等を講じること。
- 3 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

以上

2022年8月31日

山口労働局長 名田 裕 様

生協関連一般労働組合
執行委員長 西崎

山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第50号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から意見提出のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記



1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「31円」引き上げ「888円」とすることは、中央の目安よりも「1円」上回っており一定評価するものの、不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 審議会、専門部会における審議の場を、完全に公開されなかったことは不服です。一番肝心の金額審議こそ公開されるべきであり、会議の公開原則に則り完全公開を求めるものです。
- (3) 山口地方最賃審から、行政への付帯決議がないことは不服です。行政への付帯決議を求めるものです。

2. 理由

- (1) 山口県の最低賃金について、中央の最低賃金審議会が示した目安を1円上回ったことは、地域間格差をこれ以上広げまいとする意志表示として評価するものの、「31円」引き上げて「888円」とすることについては不服です。

私たちは、意見書と意見陳述の場で意見を申し述べてきましたように、いわゆる非正規で働く労働者は社会生活にとって欠かせないエッセンシャルワーカーとして働いている人が多いにもかかわらず、その処遇は最低賃金を目安に時給が決められており、その最賃額が、いくら2002年以降最高額の上げ幅といっても、888円では一日8時間働いても月収は15万4千円程度で、年収は約185万円というワーキングプアの水準なのです。一日8時間働いていながら、年収が200万円にも達しない、この現状をなんと考えておられるのでしょうか。

しかも、そのような状態に置かれている労働者が、今や全労働者の4割に達しようとしています。コロナ禍は、こういう非正規労働者を直撃したことを、直視してもらわなくてはなりません。働いているのに貧困である、この日本の現状はなんとしても改善しなければなりません。意見陳述で述べた年収200万円に満たない労働者の話について、「死活問題であり、悲痛な叫び」と受け止めてもらえるならば、最低でも早急に1,000円以上の最賃に近づける努力をして頂きたいと思います。しかも、この親の貧困が、子供にも連鎖することは、日本の将来にとっても由々しき問題です。

最賃を引き上げると、中小企業経営者は倒産せざるを得ない会社も多数出てくる、雇用の場そのものがなくなると主張されますが、自社で働く労働者が一日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」を営めない現状を、それでよしとするのでしょうか。求めるべきは、労働者に生活できない賃金を強いるのではなく、国に対してもっと中小企業を大切に扱うよう求めることが必要なのではないでしょうか。この点では、労働組合も大いに歩調を合わせる事ができるし、今までも国に対して要求し続けてきました。ともに国に対して要求されることを望むものです。

私たちが参加して行われた最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも1,500円以上です。今年新たに兵庫県や高知県でも調査が行われましたが、同じように1,500円以上が必要との結果が出ています。ABCDとランク分けする必要性は、全くないことも証明されています。最低賃金法第1条で定められている「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」主旨を実行するためには、労働者の生計費がどれだけ必要なのかを十分に審議する必要があるし、そこから導き出された時給に向けて、どのように達成させていくのかを審議するのが審議会の本来の役割ではないでしょうか。

今回の答申額31円は、コロナ禍の中、感染の危険に脅かされながらも懸命に働いている労働者に対して、残念ながらその労に報いないばかりか将来展望を抱けるものではありません。再審議を求めます。

(2) 最低賃金額を決定する一番要となる金額を審議する専門部会、および本審議会の議論が公開されないことは、大きな問題です。労働者の生死をも左右する審議を行っていることを重く受け止めていただき、完全なる公開の場での審議を改めて求めるものです。

(3) 専門部会からの報告書にある専門部会公益委員見解には、「行政への要望」が記載されています。本答申では、あくまで添付資料としての扱いに留まっており、審議会として行政への要望を付帯決議されるよう求めるものです。

以上

2022年8月31日

山口労働局長 名田 裕 様

コープやまぐち労働組
執行委員長 吉賀 直

山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第50号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記



1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「31円」にとどまる引上げには不服です。コロナ禍だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

2. 理由

(1) コープやまぐちには7割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「31円」の引上げ、答申額888円では、月額換算で156,288円(一日8時間、月22日)にしかありません。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしていた所です。山口県での一昨年の「据え置き」答申はコープ内最賃も引き上がり労働者の賃上げには繋がりませんでした。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。最低でも時給1,000円以上は必要です。1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うのには、最低でも「時給1600円」は必要だというデータも出ています。議事録を見ても最低賃金法9条に

おける「労働者の生計費」に沿った審議にはなっていないと考えます。山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、コロナ禍でその重要性がいっそう高まっています。感染拡大のもとで、日々奮闘しているエッセンシャル・ワーカーの労働環境が、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。今年の凍結を踏まえ目安以上の賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口県最低賃金審議会において再審議を求めます。

(2) 一昨年の全国一律「据え置き」の答申、そして昨年の全国一律「28円」、今年の「30円」「31円」という中央最低賃金審議会の目安が示す通り、すでに地域別最賃の概念は崩壊しているとも言えます。

最低賃金のランク制は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コブやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

(3) 専門部会が未だ非公開であることについては、到底納得できません。公開にしない理由は、「率直な意見交換ができない」とのことですが、国民の最低限の権利としての最低賃金が密室で決定されている事は異常です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたっては、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上



2022年8月31日

山口労働局
局長 名田 裕 様

山口県教職員組合
執行委員長 富永謙

「山口労働局一般公示第50号」にもとづく
山口県最低賃金の答申に関する異議申出書

山口地方最低賃金審議会は、今年度の山口県最低賃金について「1時間888円（31円の引き上げ）」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に目安として提示された「30円」を「1円」超えたとは言え、これでは到底不十分です。私たちが要求していた、「最低賃金を時給1500円以上、今すぐ1000円以上に引き上げ」とはほど遠い答申です。コロナ禍で、ガソリン代をはじめあらゆる物価が高騰しています。急激な物価高騰の影響を考えると、31円の引き上げでは実質賃金は今より下がってしまうことも考えられます。こうした今だからこそ、労働者の大幅な賃金引き上げが必要です。私たち山口県教職員組合は、この答申に対して強く抗議するものです。つきましては、以下の「異議申出」を行いますので、取扱いの程よろしくお願ひします。

記

1、異議の内容

- (1) 「最低賃金額1時間888円」は、昨年の857円から31円引き上げられたとはいえ、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金1時間1000円以上」への引き上げを要求する。
- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充について、しっかり意見すべきである。
- (3) 山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである。

2、異議の理由

- (1) 「最低賃金額1時間888円」は、昨年の857円から31円引き上げられたとはいえ、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金1時間1000円以上」への引き上げを要求する、について

答申の「最低賃金1時間888円」は、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。月額換算（1日8時間・月22日）しても月給15万6288円にしかならず、税金等を差し引いた手取り金額は月額12～13万円となってしまう。この金額で生活を維持するとなると、ダブルワークやトリプルワークで働かざるを得ない状況に何ら変わりはない。「1日8時間働けば普通の暮らしができる賃金を」という私たちの要求とはほど遠い状況である。

県教組も構成団体として参加している山口県労働組合総連合（県労連）が2019年度に実施した「最低生計費試算調査」の結果では、山口市在住の25歳単身世帯で、人並みに生活することができるための賃金は、最低でも「時給1612円」が必要という結果も出ています。答申の「最低

賃金時給888円」はあまりにも低すぎる額です。

また、教育の立場からもの申すと、この間の貧困と格差の拡大が、子どもたちの安心の拠り所である家庭を直撃しており、とりわけ「子どもの貧困率(2018年度)」は13.5%となり、7人に1人が貧困の中で生活をしている実態である。学びたくても学費が払えず学校を退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちが増えている。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠であり、最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることは、父母・保護者の賃金上昇にもつながり、家庭収入の引き上げや家庭生活基盤の安定を図ることにもつながります。「子どもの貧困」問題を解決し、誰もが安心して学べ、進学できる社会を実現するためにも、今すぐ「最低賃金時給1000円以上」への引き上げを求めるものです。

- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充についてしっかり意見すべきである、について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題がある。地域別最低賃金は、一番高い東京1,041円と一番低い地域820円とで221円もの差が開いている。A~D ランクによる最低賃金の格差が「地域間格差」を生じ、地方から都市部への人口流失の大きな原因ともなっている。県内高校生の就職状況を調べても、県外就職率の増加など、高校生や若者などの労働人口県外流出が、地域経済へも深刻な影を落としている。特に山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれ、最低賃金の高い両県への流出が大きな問題となっている。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の都市部・県外流出を食い止めるうえに有効であり、地域経済活性化にとっても極めて重要である。

また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で改めて浮き彫りとなったが、大都市部への人口集中は、感染症の爆発的拡大という大きな問題を抱えている。感染症拡大を防ぐ立場からも、最低賃金の地域間格差を是正し、大都市部への人口集中を改善し、地域経済の活性化を求めることが重要である。

そうした「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」を促進するためにも、労働者の多くが働いている県内中小企業に対する様々な支援施策の拡充も求められている。中小企業使用者が、働く労働者の賃金引き上げを行えるよう、国や県からの公的な支援・財政支出の必要性を、貴審議会としてもっと意見すべきである。

- (3) 山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである、について

今回、実質的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことは問題である。また、現在の「議事要旨公開」についても詳細が明らかとなっていないなど不十分である。山口県最低賃金審議会ならびに専門部会の場合、どのような意見が、どの委員から出され、どのように審議され、決定に至ったのか、協議の様子をもっと詳細に報告すべきである。そのためにも、最低賃金決定に関わるすべての会合・審議の傍聴を許可し、完全公開すべきである。そのことは、民主主義の原則や公正・公平な審議を保障する観点からも当然である。

2022年9月1日

山口労働局長
名田 裕 様

山口県医療労働組合連合会
委員長 萩原 秀樹

2022年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月17日、山口地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を31円引き上げ、888円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

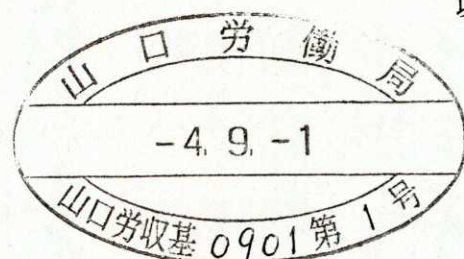
私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山口県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は184円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



令和4年度山口県特定最低賃金専門部会委員名簿

50音順・敬称略

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
赤穴 泰博	元 山口朝日放送株式会社 顧問	河村 裕幸	基幹労連山口県本部事務局長 日鉄ステンレス労働組合 執行委員	荒瀬 慎太郎	山口県経営者協会 事務局長
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	橋本 正勝	彦島製錬労働組合 執行委員長	大澤 真司	東洋鋼板株式会社 下松事業所 人事部 人事グループリーダー
通山 和史	弁護士	横山 崇	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重工グループ労働組合連合会下関 地区本部 特別役員	車田 好生	日鉄ステンレス株式会社 人事労政部上席 主幹兼製造・整備人材室長

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	福田 浩樹	グローバルウェーハズ・ジャパン 労働組合 副執行委員長	坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会 専務理事
通山 和史	弁護士	松岡 伸一	NJコンポーネント労働組合 執行委員長	三浦 和英	NJコンポーネント株式会社 事業管理部長
濱島 清史	国立大学法人山口大学 経済学部 教授	横山 崇	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重工グループ労働組合連合会下関 地区本部 特別役員	三隅 和則	株式会社ティーユーエレクトロニクス 取締役総務部長

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
赤穴 泰博	元 山口朝日放送株式会社 顧問	佐島 誠	マツダ労働組合 山口県本部 山口組織室長	嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	徳野 啓範	基幹労連山口県本部 委員長 日本労働組合総連合会 山口県連合会 副会長 三菱重工グループ労連下関地区本部 執行委員長	杉山 克彦	ダイキョーニシカワ株式会社 製造統括部 防府管理課 課長
通山 和史	弁護士	山根 浩二	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 マツダ労働組合 山口県本部 特別執行委員	前原 崇志	株式会社新笠戸ドック 総務労務グループリーダー

山口県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	倉重 里加	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長	奥田 宏	山口県商工会連合会 専務理事
通山 和史	弁護士	下川 桂	大丸松坂屋百貨店労働組合 下関支部 支部執行委員長	下村 智	株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸下関店
濱島 清史	国立大学法人山口大学 経済学部 教授	山本 章宏	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副会長 UAゼンセン山口県支部 支部長	松重 健	株式会社イズミ 山口店 支配人

報道関係者 各位

令和4年8月30日 (12:00 解禁)

【照会先】

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 杉山 彰浩

賃金・退職金制度係長 宗信 峻

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

9月1日から原材料高騰等に対応するため「業務改善助成金」を拡充します ～原材料高騰により利益が減少した事業者や最低賃金が低い事業者への支援を拡充～

厚生労働省は、9月1日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度^{※1}の拡充を行います。

原材料費高騰等の要因で利益率^{※2}が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図ります。

詳細は、下記の【拡充のポイント】とリーフレットをご覧ください。

- ※1 この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成していません。
- ※2 売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1月における総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）

【拡充のポイント】

<通常コース>詳細は別添①のリーフレット（青色）をご覧ください。

■特例（※）の対象事業者および対象経費の拡充

※ 通常コースは、①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、②規模100人以下の中小事業者が、生産性向上のための設備投資等により賃上げを行う場合、引上げ額及び引き上げる労働者数ごとに決められた助成上限額の範囲で助成を行う制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

(a) 「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により**利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者**」を、特例の対象事業者に追加

(b) 特例の対象事業者となる「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の売上減少幅を、30%から「**15%**」に要件緩和併せて、売上高の比較対象期間を2年前まで→**3年前まで**に変更

(c) (a) または (b) のいずれかを満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10 人以上の助成上限額区分を利用可能

(d) 特例で助成対象経費となる自動車の要件を「定員 11 人以上」から「定員 7 人以上又は車両本体価格 200 万円以下」に緩和

■助成率の引き上げ

(a) 事業場内最低賃金が 870 円未満の事業場：9 / 10

(b) 事業場内最低賃金が 870 円以上 920 円未満の事業場：4 / 5 (9 / 10)

(c) 事業場内最低賃金が 920 円以上の事業場：3 / 4 (4 / 5)

※ () 内は生産性要件を満たした事業者の場合

「生産性」とは企業の決算書類から算出した労働者 1 人あたりの付加価値を指し、助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給

<特例コース>詳細は別添②のリーフレット (オレンジ色) をご覧ください。

■申請期限・賃上げ対象期間の延長

申請期限：

[令和 4 年 7 月 29 日まで] を、[令和 5 年 1 月 31 日まで] に延長

賃上げ対象期間：

令和 3 年 7 月 16 日から [令和 3 年 12 月 31 日まで] を、
[令和 4 年 12 月 31 日まで] に延長

■対象となる事業者の拡大・助成対象経費の拡大

対象となる事業者の拡大：

(a) 「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ 5 %ポイント以上低下した事業者」を助成対象事業者に追加

(b) 「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が 30%以上減少した事業者」の売上高等の比較対象期間を、令和 3 年 4 月から [令和 3 年 12 月まで] を [令和 4 年 12 月まで] に見直し。併せて、売上高の比較対象期間を 2 年前まで→3 年前までに変更

助成対象経費の拡大：

助成対象経費となる自動車の要件を「定員 11 人以上」から「定員 7 人以上又は車両本体価格 200 万円以下」に緩和

■助成率の引き上げ

助成率の引き上げ：

【一律 3 / 4】を、事業場内最低賃金額が 920 円未満の事業者は【4 / 5】に引き上げ

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zig_yonushi/shienjigyuu/03.html

業務改善助成金 (特例コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zi

gyonushi/shienjigyou/03_00026.html

【添付資料】

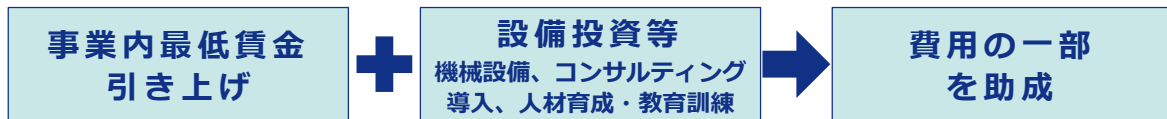
リーフレット

- ①「業務改善助成金（通常コース）のご案内」
- ②「業務改善助成金（特例コース）のご案内」

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

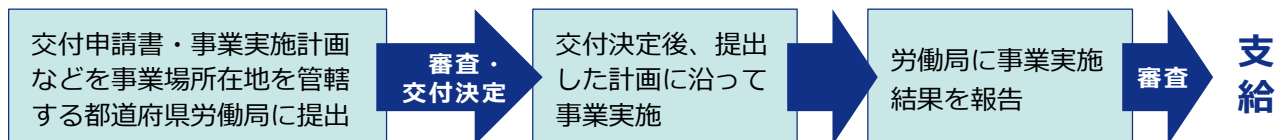
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後：令和3年4月から [令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

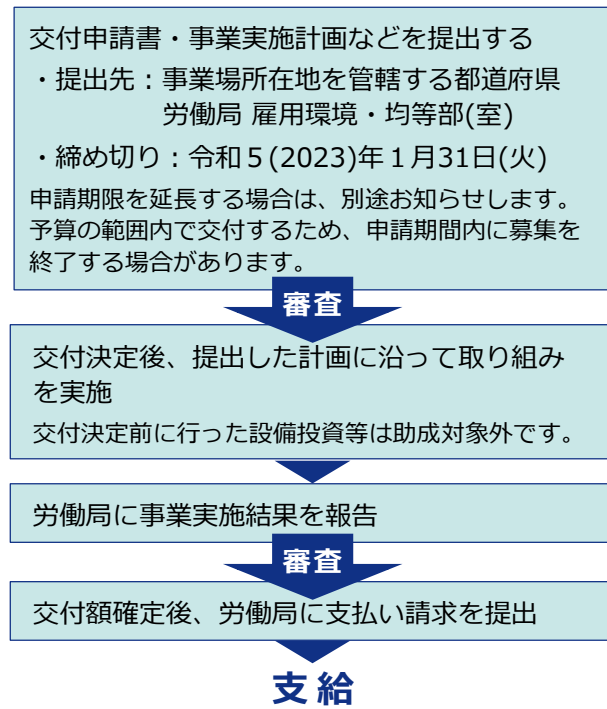
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

(写)

山口労発基 0902 第 1 号
令和 4 年 9 月 2 日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島清史 殿

山口労働局長
名田 裕

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 4 年 8 月 29 日付けをもって全国一般労働組合全国協議会
山口連帯労働組合執行委員長三輪力也、同年 8 月 30 日付けをもって山口県高等
学校教員組合執行委員長石田高士、山口県自治体労働組合連合執行委員長中野
敏彦、同年 8 月 31 日付けをもって山口県労働組合総連合議長中野敏彦、山口県
労働組合総連合非正規部会部会長平島真木子、生協関連一般労働組合中四国執
行委員長西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員長吉賀直紀、山口県教職員
組合執行委員長富永謙一、同年 9 月 1 日付けをもって山口県医療労働組合連合
会委員長萩原秀樹から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありま
したので、貴審議会の意見を求めます。

(写)

令和4年9月2日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年9月2日貴職から、8月17日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

第432回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和4年9月2日(金) 9時11分～10時07分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 4名

4 議 題

(1) 令和4年度山口県最低賃金の改正決定について

- ① 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ② 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- ③ 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④ 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(2) その他

5 議事概要

(1) 山口労働局長より山口地方最低賃金審議会の会長に対して、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか7団体から提出された異議申出について意見を求める諮問を行った。

(2) 申出書の主な内容は、審議の場を全て公開すること、最低賃金の時間額888円は低額であり不服であること、全国一律最低賃金制度の導入を求めること及び行政への付帯決議がないことであった。

審議の全面公開については、次年度以降もその都度、審議を行ったうえで公開の有無を決定していくこととなった。

全国一律最低賃金制度については法制度のことなので、事務局から本省へ伝えることとなった。

行政への付帯決議については、答申書添付の公益見解に行政への要望が記されていることについて会長から説明があった。

(3) 最低賃金の更なる引上げについては、

労働者側委員から

山口県の最低賃金水準が低く、更なる金額の引上げが必要であると考え、①新型コロナウイルスの影響や企業物価指数の上昇もあり、県内の中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること、②金額水準はまだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと、③金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえたうえで、公労が今回の金額に賛成したこと、④これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、等から再審議の必要は難しい。

との主張がされた。

一方、使用者側委員から

常に使用者側として最低賃金額の決定は法で定める3要素つまり、労働者の生計費、賃金、使用者の賃金支払能力を総合的に考慮して決定すべきとの主張であったが、中央最低賃金審議会の目安見解において、「今年度は結果として労働者の生計費を重視した目安額とした」とのことであった。

また、山口県最低賃金専門部会の審議や公益見解でも最近の急激な消費者物価の上昇を踏まえた労働者の生計費を重視した結果としての31円の引上げが答申された。

使用者側の主張が反映されなかったことは残念であるが、これまで多くの時間を費やし、議論を重ねた上での31円引上げとの答申を出したこと、加えて、更なる引上げとなると3要素を総合的に勘案するという原則の限界を超えてしまうということになる。

以上の理由からこれ以上の審議をしても進展はないと考え、金額について改めての審議の必要はないと考える。

との主張がされた。

(4) 審議の結果、異議申出については棄却が妥当の意見で議決された。

そして、山口地方最低賃金審議会の会長から「異議の申出については、棄却することが妥当である。」との答申が山口労働局長に対して行われた。

(5) 令和4年度の山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したことから、廃止することを議決した。

(6) 山口県特定最低賃金4業種の各専門部会において全会一致になった場合、審議会

令第6条第5項を適用することにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができることを議決した。

(7) 山口県特定最低賃金4業種において異議申出がなかった場合は、審議会令第6条7項により異議申出期間満了の翌日をもって、各専門部会を廃止することを議決した。

(8) 事務局から、例年の特定最低賃金の統一発効日、専門部会の日程及び拡充した業務改善助成金の説明を行った。